

# 令和4年第9回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和4年9月28日(水)
招集の場所	日進市役所南庁舎2階 第5会議室
開 会	令和4年9月28日(水) 14時54分
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 11番 武田 住男 委員 推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 内藤 勝司 委員 堀之内 済 委員 眞野 賢一 委員 村瀬 勝美 委員
欠席委員	1番 和田 義雄 委員 10番 村瀬 和樹 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村瀬 厚 係長 今井 康太 主事 増田 成美

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号          議案第2号          議案第3号          議案第4号          議案第5号          議案第6号</p> <p>専決第1号          専決第2号</p> <p>その他</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について          農地法第5条第1項の規定による許可申請について          相続税の納税猶予に関する適格者証明願について          農用地利用集積計画について          農用地利用集積計画について（中間管理事業）          農用地利用配分計画について（中間管理事業）</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出について          農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</p> <p>公共転用届について          事業計画変更について</p>
-------------	--	---

<p>開会</p>	<p>(14:54)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>         <p>議長</p>	<p>出席者が定足数に達しているので、令和4年第9回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り直しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和4年第9回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に4番の牧 正行 委員と、5番の伊藤 修 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>7番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>7番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、三本木保育園から西に約130メートルの位置に所在する農地で、地目は田、現況は山林で、作付けはされておらず、面積は2筆合計で299㎡です。</p> <p>申請者は、障がい者を支援する活動を主とし、就労支援事業所や図書館で喫茶事業を営んでいます。その事業活動の一つに飲食物の製造販売を行っています。</p> <p>所有者から遠隔地であり管理が困難なこと、高齢を理由として管理ができない旨の申出があったため、社会福祉法人に隣接する農地を取得し、通所者に活動の機会を提供し、社会福祉法人の事業目的のために利用する食材を栽培し、食材を使用するため申請をするものです。</p> <p>社会福祉法人が農地を取得することは、農地法の不許可の例外に該当し、社会福祉法人がその権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合については、許可することが可能です。</p> <p>申請地ではハーブ、玉ねぎ、じゃがいも、椎茸の栽培を予定しています。</p> <p>農地法第3条第2項第1号第7号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果支障ありません。</p> <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p>
-----------	--	--

	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> <p>議案第2号を上程。</p> <p>21番・22番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>21番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、愛知ヤクルト工場から南に約360メートルの位置に所在し、地目は田、現況は畑で面積は499㎡です。</p> <p>この申請地については、農振農用地の除外手続中で、農地法の許可申請を行う段階になりました。</p> <p>申請者は、現在妻と2人で豊明市の賃貸アパートに居住しています。</p> <p>今後の家族計画を考えると、現在の住居では手狭になることが考えられるため戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>申請者の両親は、当該申請地西に隣接する土地に居住しており、申請地を畑として利用していましたが、近年は両親とも体調を崩し、管理に困っている状況です。</p> <p>今後の両親の介護のことも考え、本家の隣接地で住宅の建築を計画したものになります。</p> <p>申請者に自己所有地はなく、両親に相談したところ親族が所有する土地で建築可能なのは申請地のみであったため、やむを得ず申請地が選定されたものです。</p> <p>排水については、汚水は申請地西側の接続道路内の下水管に接続し、雨水は申請地東側の排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されるため支障ありません。</p> <p>第2号から第5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続いて22番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、三本木保育園から西に約130メートルの位置に所在し、地目は田と畑、現況は雑種地で面積は4筆合計で189㎡です。</p> <p>申請者は議案第1号でも審議した社会福祉法人です。</p>
--	----------------------	--

		<p>議案第1号で農地を取得するにあたり、事業所周辺の測量も行っており、事業所敷地として利用している現況が越境している状況が判明しました。改善するためには通路や建物を取り壊す必要があるため、越境部分を必要最小限の分筆を行った上で、違反状態を是正するため今回始末書を添付して申請するものです。</p> <p>排水については、既に利用している状況に変わりなく、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地東側の最終柵に集水し、既設水路に放流していますので周囲の農地に対する影響もありません。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から第5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求めます。</p> <p>委員 議案第1号と議案第2号の違いを簡単に説明してほしい。</p> <p>事務局 議案第1号は、農地として耕作をするために農地法第3条申請で農地取得を行うものですが、議案第2号については、社会福祉法人の建物敷地として一体利用していた農地部分を是正し、農地以外に変更をするため農地法第5条申請をするものです。</p> <p>議長 他に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求めます。</p> <p>議長 (賛成多数) 議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> <p>事務局 議案第3号を上程。 2番と3番の案件について、事務局に説明を求めます。 2番について説明します。 申出地は岩藤交差点から総合運動公園へ向かう途中、東名高速道路をくぐって左手に位置する集団農地の中央に位置し、地目、現況は田で水稻を栽培しています。面積は1,754㎡です。</p>
--	--	---

		<p>申請地は令和4年1月に亡くなられた申請者の父親が所有していた農地を次男が相続するものです。</p> <p>市街化調整区域の農地においては、納税猶予をかけることにより終身営農として維持していくことの本人承知があり、相続後も引き続き耕作されているため、特に問題はないと思われます。</p> <p>続いて、3番について説明します。</p> <p>申請地は、はくさん幼稚園から東に約250メートルの位置にある藤枝町小六田の田2筆、合計5998㎡、幼稚園の北、約100メートルにある本郷町流の田2筆合計で3019㎡、県道瀬戸大府線、本郷町流の交差点の東側角にある流の田、2筆合計で1290㎡と流の畑1筆、面積68㎡、藤島台団地の西側の藤島町上田の田で1筆、面積1321㎡、藤島公会堂から東へ約150メートルの藤島町東浦の田1筆、面積2594㎡、岩藤町の交差点から東に約200メートルの岩藤町七ツ塚の田1筆、面積2318㎡の合計10筆です。</p> <p>申請地は令和4年1月に亡くなられた申請者の父が所有していた農地を長男が相続するものです。</p> <p>市街化調整区域内の農地においては、納税猶予をかけることにより終身営農として維持していくことの本人承知があり、相続後も引き続き耕作されているため、特に問題はないと思われます。</p> <p>議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求め。</p> <p>これまで、今回相続する二人が父親と一緒に耕作していたのか。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>二人の年齢を教えてください。</p> <p>長男は64歳、次男は61歳です。</p> <p>その他に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求め。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>議案第3号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>議案第4号を上程。</p>
議長		
委員		
事務局		
委員		
事務局		
議長		
議長		

事務局 議長	事務局に説明を求める。 (説明)
委員	議案第4号の内容について、委員に対し、意見、質問を 求める。
事務局	受付番号3番について、農地が細長い形状をしている が、隣接地もあるのか。該当地だけか。
委員	該当地のみです。
事務局	農地バンクに登録があるものから選んでいただいでい ます。
委員	草刈り機などの農機具は持っているのか。
事務局	アグリスクールを終了して間もない方のため、今後揃え ていくものと思われます。
委員	利用権設定をするときに、必要最低限必要な農機具の話 はしているか。
事務局	しております。
委員	1番の利用権設定について、新規案件になっているが説 明がなかったのはなぜか。
事務局	こちらの借受者については、これまでも複数利用権設 定をしているため説明を省略しています。
議長	その他に意見がないことを確認して議案第4号の採決 を宣言し、賛成者の挙手を求める。
議長	(賛成多数)
議長	議案第4号について挙手全員を確認、原案のとおり可決 したことを宣言した。
事務局	議案第5号を上程。 事務局に説明を求める。
議長	(説明)
議長	議案第5号の内容について、委員に対し、意見、質問を 求める。
議長	その他に意見がないことを確認して議案第5号の採決 を宣言し、賛成者の挙手を求める。
議長	(賛成多数)
議長	議案第5号について挙手全員を確認、原案のとおり可決 したことを宣言した。
議長	議案第6号を上程。 事務局に説明を求める。

事務局 議長	(説明) 議案第6号の内容について、委員に対し、意見、質問を 求める。
委員 事務局	中間管理事業の案件は今回が初めてか。 毎年2月の農業委員会の際に審議していただいています。
議長	その他に意見がないことを確認して議案第6号の採決 を宣言し、賛成者の挙手を求める。
議長	(賛成多数) 議案第6号について挙手全員を確認、原案のとおり可決 したことを宣言した。
事務局	続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局より専決について一括で報告)
議長	専決1号 4条届出 1件 専決2号 5条届出 11件
議長	専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)
議長	続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じ る。
事務局	(事務局よりその他について一括で報告)
議長	公共転用届について 1件 事業計画変更について 1件
議長	その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)
議長 事務局	その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡)
議長	・次回の農業委員会 令和4年10月26日(水) 午後3時 日進市役所本庁舎4階第1会議室 特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会に ついて宣言
(15:28)	

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議事録署名者 4番委員

議事録署名者 5番委員